

NPO 法人川尻スポーツクラブ規約

(目的)

第1条 この規約は、NPO法人川尻スポーツクラブ（以下「クラブ」という）の運営について必要事項を定めることを目的とする。

(事務所)

第2条 クラブは、事務所を熊本市南区野田2丁目24番28号及び川尻小学校体育館ミーティングルーム内（熊本市南区川尻4丁目1番1号）に置く。

(会員の資格、会費)

第3条 クラブの会員は、川尻校区の居住者及びクラブの趣旨に賛同する者とする。

2 クラブの会員となるためには、所定の入会申込書の提出と次の年会費を納入しなければならない。

(1) 一般 [19歳～65歳未満]	6,000円
(2) ジュニア（小中高生）	3,600円
(3) シニア（65歳～75歳未満）	4,800円
(4) ゴールドシニア（75歳以上）	3,600円
(5) ファミリー	12,000円
(6) 就学前児童	無料
(7) 会員の応援、準備、大会送迎等	無料
(8) 準会員	参加金

3 会費は、原則年会費一括納入とする。ただし、年度の途中から入会する場合は、入会する月からの会費とする。ただし、原則として、納入した会費は返還しないものとする。

4 年間を通して活動することができない人は、クラブが認めた人に限り準会員として、毎回、参加金（19歳以上：1回300円、ジュニア：1回200円）を支払い活動することができる。

(運営委員会等)

第4条 クラブの運営のために、運営委員会及び事務局を置く。

2 運営委員会の構成は、理事及び各サークルの責任者とする。

3 事務局にクラブマネジャー（正）及びクラブマネジャー（副）それぞれ1名置く。

4 クラブマネジャー（正）及びクラブマネジャー（副）は、理事長が任命する。

5 運営委員会は、必要に応じて開催する。

(施設管理)

第5条 川尻小学校の夜間開放施設管理は、使用するクラブサークルの責任者が行う。

2 城南中学校の夜間開放施設管理は、クラブが依頼した管理人が行う。

2 夜間開放施設管理者は、体育館の開閉（照明の点消灯も含む。）、運動場等の照明の点消灯及び報告書（署名、人数等）の記載を行う。

(賃金及び報酬)

- 第6条 城南中学校夜間開放施設管理者には、1時間当たり1,200円の賃金を支払う。
- 2 クラブの運営（総務・企画・施設管理報告書作成等の事務）に従事した者には、1時間当たり1,050円の賃金または報酬を支払う。
- 3 前2号の賃金及び報酬は、翌月の10日までに支給する。

(手当等)

- 第7条 小学校の夜間開放施設管理をしたクラブサークルの責任者へ、施設管理交通費等として1回につき600円（体育館の開閉・施錠）を支給する。なお、支払は半年分をまとめて10月及び4月に支給する。
- 2 クラブの理事会等の会議に参加する場合は、交通費等として1回500円を支給する。なお、支払は1年分をまとめて3月に支給する。
- 3 準会員の参加金を徴収する者に対して、参加金の30%を手数料として支給する。なお、支払は1年分をまとめて年度末に支給する。
- 4 各サークルの指導者養成において、指導力の向上に資する講習会等に参加する場合は、クラブが助成する。助成金については、理事長と協議の上決定する。

- 5 総合型SCの会議又は研修会等に参加する場合は、交通費等として1回1,000円を支給する。また、負担金等がある場合は、実費を支給する。

(各種大会)

- 第8条 各総合型地域スポーツクラブが主催する大会等へ参加する場合は、参加費を助成する。
- 2 市総合型地域スポーツクラブが主催する大会等へ参加する場合は、交通費等として1人当たり1,000円又は1チーム（5人以上）当たり5,000円を助成する。

(現金取扱管理者)

- 第9条 クラブの現金取扱管理者は、クラブマネジャー（正）とする。

(借入等)

- 第10条 借入等を行う場合は、事前に理事会の承認を得なければならない。ただし、助成金に係る賃金や謝金等の支払対象者及び支払対象者と生計を一にする配偶者等親族からの借入等を行うことはできない。

(委任)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、クラブの運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、令和6年4月1日から施行する。ただし、規約第3条第4項については、令和6年10月1日から適用する。
- 3 この規約は、令和7年3月30日から施行する。ただし、規約第7条第3項については、令和6年4月1日から適用する。
- 4 この規約は、令和7年6月1日から施行する。